

用 語 の 解 説

用 語	解 説
申立準備事件	行政庁，地方公共団体，独立行政法人又は国の利害に係のある訴訟についての法務大臣の権限に関する法律(昭和22年法律第194号)第7条第1項の政令で定める政令公法人から争訟手続の申立ての依頼若しくは請求を受けた事件又は申立てをしようとする旨報告を受けた事件及び訴訟告知を受けた事件をいう。
本訴事件	訴えをもって提起された事件で判決手続により審判される事件をいう。
本訴以外の事件	保全命令（仮差押，仮処分），支払督促，調停，即決和解，強制執行，執行停止等の事件をいう。
単独	法務局又は地方法務局が単独で処理を担当する事件をいう。
下級庁と共同	訟務局(本省)にあつては法務局又は地方法務局と，法務局にあつては管内地方法務局と共同して処理する事件をいう。
上級庁と共同	法務局にあつては訟務局(本省)と，地方法務局にあつては訟務局(本省)又は管区法務局と共同して処理する事件をいう。